



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

617	クリーニング師の研修の指定	(食品・生活衛生課).....	1
618	クリーニング所の業務従事者講習の指定	(").....	1
619	救急病院の認定	(医務課).....	2
620	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
621	紀の川用水土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	3
622	紀の川用水土地改良区の定款変更の認可	(").....	3
623	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	3
624	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	3
625	〃	(").....	4
626	〃	(").....	4
627	〃	(").....	5
628	〃	(").....	5

告 示

和歌山県告示第617号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

平成29年5月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成29年8月20日（日）	紀南文化会館（田辺市新屋敷町1番地）
平成30年2月25日（日）	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第618号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

平成29年5月9日

- 1 主催者の名称及び住所
 - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日
 - (1) 講習受付期間 平成29年6月20日(火)から同年7月21日(金)まで
 - (2) レポート提出締切年月日 平成29年8月21日(月)
- 3 受講料
クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第619号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年5月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 紀南病院
- 2 所在地 田辺市新庄町46番地の70
- 3 有効期限 平成32年4月30日

和歌山県告示第620号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年5月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
赤や御坊インター店
和歌山県御坊市野口569-1他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) テックランド和歌山御坊店
(変更後) 赤や御坊インター店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町1番1号

(変更後)株式会社下村家具 代表取締役 下村喜昭
奈良県北葛城郡王寺町藤井1-98-3

- 4 変更年月日
平成29年4月21日
- 5 変更した理由
小売業者変更のため
- 6 届出年月日
平成29年4月20日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課 (御坊市湯川町財部651)
御坊市産業建設部商工振興課 (御坊市藪350番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年5月9日から同年9月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第621号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 就任した役員(平成29年4月8日就任)
職名 氏名 住所
理事 大矢泰弘 橋本市高野口町大野1029番地の1

和歌山県告示第622号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、紀の川用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成29年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第623号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字東大谷字有ノ木浴705の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第624号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第625号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第626号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第627号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第628号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）